



埼玉県報

第 2 5 6 9 号
平成 2 6 年 2 月 1 8 日
火 曜 日

目 次

告示

- [地籍調査の成果の認証\(土地水政策課\)](#)
- [文書管理・財務会計・旅費システム運用業務に関する契約の相手方等の公示\(総務事務センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [救急病院等の申出の撤回\(医療整備課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [県営土地改良事業大塚地区\(かんがい排水事業\)の工事完了\(本庄農林振興センター\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [技能教育のための施設の所在地変更\(高校教育指導課\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

告示

埼玉県告示第二百十六号

秩父市、小川町及び神川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年二月十八日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	地名	果	の調査を行った地区	年月日
秩父市	平成二十三年度	地籍図三十二枚	大達原第二	大	平成二十六年 二月十三日
小川町	平成二十四年度	地籍図六十八枚	腰越七	一（大）	平成二十六年 二月十三日
小川町	平成二十五年度	地籍図四十三枚	腰越七	二（大）	平成二十六年 二月十三日
神川町	平成二十四年度	地籍図三十四枚	矢納二	（大字矢納の一部）	平成二十六年 二月十三日

告 示

埼玉県告示第二百十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年二月十八日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
文書管理・財務会計・旅費システム運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部総務事務センター文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和
区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年12月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額
25,751,250円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1
項第1号及び第2号に該当

告 示

埼玉県告示第二百十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二ヶ月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年二月六日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人T O S S 中学
- 三 代表者の氏名
井 上 好 文
- 四 主たる事務所の所在地
（変更前） 島根県浜田市長沢町四百四十四番地一
（変更後） 埼玉県熊谷市三本六百六十五番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、教師、教師を志す学生、保護者、地域住民、その他教育に携わる人々に対して、中学生および高校生への教育の質を高めるために有効な指導技術、教材教具、教育実践の共有化に関する事業を行い、地域社会における教育活動の発展及び子どもの健全育成を図ることを目的とする。

告示

埼玉県告示第二百十九号

次の表の上欄に掲げる診療所は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急診療所でなくなった。

平成二十六年二月十八日

埼玉県知事 上田清司

診療所		撤回日
名称	所在地	
医療法人健寿会北條胃腸科外科	埼玉県川口市川口六丁目九番四十八号	平成二十六年二月十五日

告 示

埼玉県告示第二百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東栄ビル

埼玉県所沢市東町八十六番二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後十一時

（変更後）午前七時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場一 午前八時三十分から午後十一時三十分

駐車場二 午前八時三十分から午後十時

（変更後）駐車場一 午前六時三十分から午後十一時三十分

駐車場二 午前六時三十分から午後十時

ハ 変更年月日

平成二十六年三月一日

二 届出年月日

平成二十六年二月五日

ニ 縦覧期間

平成二十六年二月十八日から平成二十六年六月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年二月十八日から平成二十六年六月十八日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヤ南栗橋店

埼玉県久喜市南栗橋四丁目五番十号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

荷捌き作業実施時間の変更により、埼玉県生活環境保全条例に基づく騒音の規制基準となる時間帯が変わります。

規制基準をご確認のうえ、遵守をお願いします。

二 縦覧期間

平成二十六年二月十八日から平成二十六年三月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

告 示

埼玉県告示第二百二十二号

県営土地改良事業大塚地区（かんがい排水事業）の工事を平成二十五年三月三十一日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十六年二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百二十三号

平成二十五年埼玉県告示第四百六号で公示した公共測量（三級基準点測量）は、平成二十六年一月三十一日終了した旨測量計画機関である飯能県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百二十四号

平成二十五年埼玉県告示第六百八十六号で公示した公共測量(三級基準点測量)は、平成二十六年二月五日終了した旨測量計画機関である行田県土整備事務所から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百二十五号

平成二十五年埼玉県告示第千三百九十九号で公示した公共測量（基準点測量及び世界測地系座標の改算）は、平成二十五年十二月二十五日終了した旨測量計画機関である独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百二十六号

平成二十五年埼玉県告示第千四百号で公示した公共測量（レベル五〇〇数値地形図データ作成）は、平成二十五年十月三十一日終了した旨測量計画機関である独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百二十七号

平成二十六年埼玉県告示第七十三号で公示した公共測量（基準点測量）は、平成二十五年十一月二十六日終了した旨測量計画機関である新座市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百二十八号

平成二十三年埼玉県告示第四百七十六号で公示した公共測量（用地測量）は、平成二十四年十月十七日終了した旨測量計画機関である越谷市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年二月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十六年一月三十日

指令川建セ第二四〇一三三一号

二 検査済証番号

平成二十六年二月七日

川建セ第二五〇一四二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字悪戸二千五百三十三番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市大字市ノ川百十四番地一 モンテラー一

矢島 涼輔

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年二月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年七月三十日

指令川建セ第二五 四九 号

二 検査済証番号

平成二十六年二月十四日

川建セ第二五 一三四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字久米田字二ノ耕地四一 番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県鴻巣市東二丁目六 一八 クオーレ・ピオラ201

蛭間 安司

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年二月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年六月十一日

指令川建セ第二五 二七 号

二 検査済証番号

平成二十六年二月十四日

川建セ第二五 一四一 号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字上銀谷字下前一 五番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟県上越市牧区岩神六 八番地

難波 由紀子

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年二月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年七月十八日

指令川建セ第二五 四二 号

二 検査済証番号

平成二十六年二月十三日

川建セ第二五 一三七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字高谷字中関七八九番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字月輪九九八番地一 グレイスKS

201

塚越 貴哉

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年二月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年七月二十三日

指令川建セ第二五 五二 号

二 検査済証番号

平成二十六年二月十四日

川建セ第二五 一三五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字今宿字仮宿九六番五、九六番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県鶴ヶ島市大字下新田二 七番地七

飯川守

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年二月十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年十二月十二日

指令越建セ第二五〇〇二一一号

二 検査済証番号

平成二十六年二月十三日

越建セ第五一三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地六丁目九百九十一番一、九百九十一番二、九百九十

二番一、九百九十二番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目七番十五号

山崎建設株式会社 代表取締役 山崎 勝

告示

埼玉県教育委員会告示第五号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第一項の規定による技能教育のための施設の所在地の変更に係る届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十六年二月十八日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

- 一 所在地を変更する技能教育のための施設の名称
KTC 中央高等学院 大宮キャンパス（埼玉県さいたま市大宮区仲町三丁目二十六番地）

二 変更の内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
施設の所在地	埼玉県さいたま市大宮区仲町三丁目二十六番地	埼玉県さいたま市大宮区大門町三丁目百五十番地二

告 示

埼玉県選管告示第九号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十六年二月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬副次

- 一 日時 平成二十六年二月二十一日 午後六時
- 二 場所 埼玉県選挙管理委員会室
- 三 議題 埼玉県議会議員補欠選挙（南第二区）について